

ネットワーク安全法

2016年11月7日第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議採択
同日国家主席令12期第53号により公布 2017年6月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 ネットワーク安全の支持及び促進
- 第3章 ネットワーク運行安全
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 基幹的情報基礎施設の運行安全
- 第4章 ネットワーク情報安全
- 第5章 モニタリング・事前警告及び応急処置
- 第6章 法律責任
- 第7章 附則

第1章 総則

- 第1条 ネットワーク安全を保障し、ネットワーク空間主権並びに国の安全及び社会公共利益を維持・保護し、公民、法人その他組織の適法な権益を保護し、かつ、経済社会情報化の健全な発展を促進するため、この法律を制定する。
- 第2条 中華人民共和国国内におけるネットワークの建設、運営、維持・保護及び使用並びにネットワーク安全の監督・管理には、この法律を適用する。
- 第3条 国はネットワーク安全及び情報化発展をともに重視する旨を堅持し、積極的利用、科学的発展、法による管理及び安全の確保の方針を遵守し、ネットワーク基礎施設の建設及び相互接続・相互通信を推進し、ネットワーク技術のイノベーション及びアプリケーションを奨励し、ネットワーク安全人材の養成を支持し、ネットワーク安全保障体系を確立して健全化し、ネットワーク安全保護能力を高める。
- 第4条 国は、ネットワーク安全戦略を制定し、かつ、不断に完全化し、ネットワーク安全の基本要求及び主要目標を明確に保障し、重点領域のネットワーク安全政策、業務任務及び措置を提出する。
- 第5条 国は、措置を講じ、中華人民共和国国内外に由来するネットワーク安全のリスク及び脅威をモニタリングし、防御し、又は処置し、基幹的情報基礎施設が攻撃、侵入、干渉及び破壊を受けるのを免れるよう保護し、法によりネットワーク違法犯罪活動を懲罰し、ネットワーク空間の安全及び秩序を維持・保護する。
- 第6条 国は、信義誠実及び健全かつ文明的なネットワーク行為を唱導し、社会主義核心価値観の伝播を推進し、措置を講じて全社会のネットワーク安全意識及び水準を高め、全社会がネットワーク安全の促進に共同して参与する良好な環境を

形成する。

第7条 国は、ネットワーク空間ガバナンス、ネットワーク技術研究・開発及び標準の制定並びにネットワーク違法犯罪に対する打撃等の分野の国際交流及び協力を積極的に展開し、平和的な、安全な、開放された、及び協力的なネットワーク空間の構築を推進し、多角的な、民主的な、かつ、透明なネットワーク・ガバナンス体系を確立する。

第8条 国のネットワーク情報部門は、ネットワーク安全業務及び関連する監督・管理業務の調整を統一的に計画・手配することにつき責任を負う。国务院の電信主管部門、公安部門その他の関係機関は、この法律並びに関係する法律及び行政法規の規定により、各自の職責範囲内においてネットワーク安全保護及び監督・管理業務につき責任を負う。

2 県級以上の地方人民政府の関係部門のネットワーク安全保護及び監督・管理職責は、国の関係規定に従いこれを確定する。

第9条 ネットワーク運営者は、経営及びサービス活動を展開する場合には、必ず法律及び行政法規を遵守し、社会公德を尊重し、商業道徳を遵守し、誠実に信義を守り、ネットワーク安全保護義務を履行し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会的責任を引き受けなければならない。

第10条 ネットワークを建設し、若しくは運営し、又はネットワークを通じてサービスを提供する場合には、法律及び行政法規の規定並びに国家標準の強制的要求により、技術的措置その他必要な措置を講じ、ネットワークの安全かつ安定的な運行を保障し、ネットワーク安全事件に効果的に対応し、ネットワーク違法犯罪活動を防御し、ネットワーク・データの完全性、秘密保持性及び利用可能性を維持・保護しなければならない。

第11条 ネットワーク関連業種組織は、定款に従い、業種自己規律を強化し、ネットワーク安全行為規範を制定し、会員がネットワーク安全保護を強化するよう指導し、ネットワーク安全保護水準を高め、業種の健全な発展を促進する。

第12条 国は、公民、法人その他組織が法によりネットワークの権利を使用するのを保護し、ネットワーク接続普及を促進し、ネットワーク・サービス水準を引き上げ、社会のために安全かつ便利なネットワーク・サービスを提供し、ネットワーク情報が法により秩序を有して自由に流動するのを保障する。

2 いずれの個人及び組織も、ネットワークを使用する場合には、憲法・法律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重しなければならない。ネットワーク安全に危害を及ぼしてはならず、ネットワークを利用して国の安全、荣誉及び利益に危害を及ぼし、国の政権を転覆し、又は社会主義制度を覆すよう扇動し、国を分裂させ、又は国の統一を破壊するよう扇動し、テロリズム又はエクストゥリーミズムを宣揚し、民族憎悪又は民族差別を宣揚し、暴力又は猥褻・色情情報を伝播し、虚偽情報を捏造し、又は伝播して経済秩序及び社会秩序を乱し、並びに他人の名誉、プライバシー、知的財産権その他の適法な權益を侵害する等の活動に従事してはならない。

第13条 国は、未成年者の健全な成長に有利なネットワーク製品及びサービスの研究・開発を支持し、法によりネットワークを利用して未成年者の心身の健康に危害を及ぼす活動に従事するのを懲罰し、未成年者のために安全かつ健全なネットワーク環境を提供する。

第14条 いずれの個人及び組織も、ネットワーク安全に危害を及ぼす行為についてネットワーク情報、電信及び公安等の部門に対し通報する権利を有する。通報

を接受した部門は、遅滞なく法によりこれを処理しなければならない。当該部門の職責に属しない場合には、遅滞なく処理権限を有する部門に送致しなければならない。

- 2 関係部門は、通報人の関連情報について秘密を保持し、通報人の適法な権益を保護しなければならない。

第2章 ネットワーク安全の支持及び促進

第15条 国は、ネットワーク安全標準体系を確立して完全化する。国务院の標準化行政主管部門及び国务院のその他の関係部門は、各自の職責に基づき、ネットワーク安全管理並びにネットワーク製品、サービス及び運行の安全に関する国家標準及び業種標準を制定し、かつ、適時に修正するよう組織する。

- 2 国は、企業、研究機構、高等教育機関及びネットワーク関連業種がネットワーク安全国家標準及び業種標準の制定への参与を組織するのを支持する。

第16条 国务院並びに省、自治区及び直轄市の人民政府は、規画を統一的に計画・手配し、投入を拡大し、重点的ネットワーク安全技術産業及びプロジェクトを扶助・支持し、ネットワーク安全技術の研究・開発及び応用を支持し、安全かつ信頼可能なネットワーク製品及びサービスを普及させ、ネットワーク技術知的財産権を保護し、企業、研究機構及び高等教育機関等が国家ネットワーク安全技術イノベーション・プロジェクトに参加するのを支持しなければならない。

第17条 国は、ネットワーク安全社会化サービス体系建設を推進し、関係する企業又は機構がネットワーク安全認証、検査・測定及びリスク評価等の安全サービスを展開するのを奨励する。

第18条 国は、ネットワーク・データ安全保護及び利用技術の開発を奨励し、公共データ資源の開放を促進し、技術イノベーション及び経済社会発展を推進する。

- 2 国は、イノベーション・ネットワーク安全管理方式を支持し、ネットワーク新技術を運用し、ネットワーク安全保護水準を引き上げる。

第19条 各級人民政府及びその関係部門は、経常的なネットワーク安全宣伝教育の展開を組織し、かつ、関係単位がネットワーク安全宣伝教育業務を適切に行うよう指導し、又は督促しなければならない。

- 2 マスメディアは、焦点を合わせて社会に対しネットワーク安全宣伝教育を行わなければならない。

第20条 国は、企業並びに高等教育機関及び職業学校等の教育養成・訓練機構がネットワーク安全関連教育及び養成・訓練を展開し、多種の方式を採用してネットワーク安全人材を養成し、ネットワーク安全人材交流を促進するのを支持する。

第3章 ネットワーク運行安全

第1節 一般規定

第21条 国は、ネットワーク安全等級保護制度を実行する。ネットワーク運営者は、ネットワーク安全等級保護制度の要求に従い、次の安全保護義務を履行し、ネットワークが干渉、破壊又は授權を経ていない訪問を受けるのを免れるよう保障し、ネットワーク・データの漏洩又は窃取若しくは改ざんを防止しなければならない。

- (1) 内部安全管理制度及び操作規程を制定し、ネットワーク安全責任者を確定し、ネットワーク安全保護責任を具体化すること。
- (2) コンピューター・ウィルス及びネットワーク攻撃又はネットワーク侵入等の

ネットワーク安全に危害を及ぼす行為を防御する技術的措置を講ずること。

- (3) ネットワーク運行状態又はネットワーク安全事件をモニタリングし、又は記録する技術的措置を講じ、かつ、規定に従い関連するネットワーク・ログを6か月以上保存すること。
- (4) データ分類、重要データのバックアップ及び暗号化等の措置を講ずること。
- (5) 法律又は行政法規所定のその他の義務

第22条 ネットワーク製品又はサービスは、関連する国家標準の強制的要求に適合しなければならない。ネットワーク製品又はサービスの提供者は、悪意プログラムを設置してはならない。そのネットワーク製品又はサービスに安全に係る欠陥又は手抜き等リスクが存在することを発見した場合には、直ちに救済措置を講じ、規定に従い遅滞なくユーザーに告知し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

2 ネットワーク製品又はサービスの提供者は、その製品又はサービスのために安全維持・保護を持続的に提供しなければならない。規定され、又は当事者が約定した期間内においては、安全維持・保護の提供を終了してはならない。

3 ネットワーク製品又はサービスがユーザー情報を収集する機能を有する場合には、その提供者は、ユーザーに対しこれを明示し、かつ、同意を取得しなければならない。ユーザー個人情報にかかわる場合には、更にこの法律及び関係する法律又は行政法規の個人情報の保護に関する規定を遵守しなければならない。

第23条 ネットワーク基幹設備及びネットワーク安全専用製品は、関連する国家標準の強制的要求に従い、資格を具備する機構の安全認証に合格し、又は安全検査・測定が要求に適合した後に限り、これを販売し、又は提供することができる。国のネットワーク情報部門は、国务院の関係部門とともにネットワーク基幹設備及びネットワーク安全専用製品目録を制定し、及び公布し、かつ、安全認証及び安全検査・測定結果の相互承認を推進し、重複的認証又は検査・測定を回避する。

第24条 ネットワーク運営者は、ユーザーのためにネットワーク接続若しくはドメイン名登録サービスを取り扱い、固定電話若しくは移動電話等のネットワーク加入手続をし、又はユーザーのために情報の発布若しくはインスタント・メッセージ等のサービスを提供し、ユーザーと合意を締結し、又はサービスの提供を確認する場合には、ユーザーに対し真実の身分情報を提供するように要求しなければならない。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合には、ネットワーク運営者は、当該ユーザーのために関連サービスを提供してはならない。

2 国は、ネットワーク信頼可能身分戦略を実施し、安全かつ便利な電子身分認証技術の研究・開発を支持し、異なる電子身分認証相互間の相互承認を推進する。

第25条 ネットワーク運営者は、ネットワーク安全事件応急事前案を制定し、システムの手抜き、コンピューター・ウィルス、ネットワーク攻撃又はネットワーク侵入等の安全に係るリスクを遅滞なく処置し、ネットワーク安全に危害を及ぼす事件が発生した場合には、直ちに応急事前案を発動し、相応する救済措置を講じ、かつ、規定に従い関係主管部門に対し報告しなければならない。

第26条 ネットワーク安全認証、検査・測定又はリスク評価等の活動を展開する場合において、社会に対しシステムの手抜き、コンピューター・ウィルス、ネットワーク攻撃又はネットワーク侵入等のネットワーク安全情報を発布するときは、国の関係規定を遵守しなければならない。

第27条 いずれの個人及び組織も、他人のネットワークに不法に侵入し、他人のネットワークの正常な機能に干渉し、又はネットワーク・データを窃取する等の

ネットワーク安全に危害を及ぼす活動に従事してはならず、ネットワーク侵入、ネットワークの正常機能及び防護措置への干渉又はネットワーク・データ窃取等のネットワーク安全に危害を及ぼす活動への従事に専ら用いるプログラム又は手段を提供してはならず、他人がネットワーク安全に危害を及ぼす活動に従事するのを明らかに知っている場合には、その者のために技術的支持、広告普及又は支払決済等の援助を提供してはならない。

第 28 条 ネットワーク運営者は、公安機関又は国家安全機関が法により国の安全を維持・保護し、及び犯罪を捜査する活動のために技術的支持及び協力を提供しなければならない。

第 29 条 国は、ネットワーク運営者相互間においてネットワーク安全情報の収集、分析、通報及び応急処置等の分野において協力を行うことを支持し、ネットワーク運営者の安全保障能力を高める。

2 関係する業種組織は、当該業種のネットワーク安全保護規範及び協力メカニズムを確立して健全化し、ネットワーク安全リスクに対する分析評価を強化し、定期的に会員に対しリスク警告表示を行い、会員がネットワーク安全リスクに対応するのを支持し、又はそれに協力する。

第 30 条 ネットワーク情報部門及び関係部門がネットワーク安全保護職責を履行するのにおいて取得した情報は、ネットワーク安全を維持・保護する必要のみこれを用いることができ、その他の用途に用いてはならない。

第 2 節 基幹的情報基礎施設の運行安全

第 31 条 国は、公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス及び電子政務等の重要な業種及び領域並びにひとたび機能の破壊若しくは喪失又はデータの漏洩に遭遇すれば、国の安全、国民経済・人民生活又は公共利益に重大な危害を及ぼすおそれのある基幹的情報基礎施設について、ネットワーク安全等級保護制度を基礎とし、重点的保護を実行する。基幹的情報基礎施設の具体的範囲及び安全保護弁法は、國務院がこれを制定する。

2 国は、基幹的情報基礎施設以外のネットワーク運営者が自由意思により基幹的情報基礎施設保護体系に参加するのを奨励する。

第 32 条 國務院所定の職責分担に従い、基幹的情報基礎施設の安全保護業務につき責任を負う部門は、当該業種又は当該領域の基幹的情報基礎施設安全規画をそれぞれ編成し、かつ、組織し、基幹的情報基礎施設運行安全保護業務を指導し、及び監督する。

第 33 条 基幹的情報基礎施設を建設する場合には、それが業務の安定的かつ持続的運行を支持する性能を有する旨を確保し、かつ、安全技術措置を同時に規画し、同時に建設し、及び同時に使用するのを保証しなければならない。

第 34 条 第 21 条の定めのほか、基幹的情報基礎施設の運営者は、更に次の安全保護義務を履行しなければならない。

- (1) 専門的安全管理機構及び安全管理責任者を配置し、かつ、当該責任者及び基幹的職位の人員に対し安全背景審査を行うこと。
- (2) 定期的に従業員に対しネットワーク安全教育、技術的養成・訓練及び技能審査を行うこと。
- (3) 重要なシステム及びデータバンクに対し災害復旧バックアップを行うこと。
- (4) ネットワーク安全事件応急事前案を制定し、かつ、定期的に演練を行うこと。
- (5) 法律又は行政法規所定のその他の義務

第 35 条 基幹的情報基礎施設の運営者は、ネットワーク製品及びサービスを調

達する場合において、国の安全に影響を及ぼすおそれのあるときは、国のネットワーク情報部門が国務院の関係部門とともに組織する国家安全審査を通過しなければならない。

第 36 条 基幹的情報基礎施設の運営者は、ネットワーク製品及びサービスを調達する場合には、規定に従い提供者と安全秘密保持合意を締結し、安全及び秘密保持義務及び責任を明確にしなければならない。

第 37 条 基幹的情報基礎施設の運営者が中華人民共和国国内の運営において収集し、及び生じさせた個人情報及び重要データは、これを国内において保存しなければならない。業務上の必要により国外に対し提供する必要が確実にある場合には、国のネットワーク情報部門が国務院の関係部門とともに制定した弁法に従い安全評価をしなければならない。法律又は行政法規に別段の定めのある場合には、当該定めによる。

第 38 条 基幹的情報基礎施設の運営者は、自ら、又はネットワーク安全サービス機構に委託してそのネットワークの安全性及び存在するおそれのあるリスクについて毎年少なくとも 1 回の割合により検査・測定・評価を行い、かつ、検査・測定・評価状況及び改善措置を関連する基幹的情報基礎施設安全保護業務につき責任を負う部門に報告・送付しなければならない。

第 39 条 国のネットワーク情報部門は、関係部門を調整して基幹的情報基礎施設の安全保護について次の措置を講じさせるよう統一的に計画・手配しなければならない。

- (1) 基幹的情報基礎施設の安全リスクについてサンプリング検査・測定を行い、改善措置を提出すること。必要のある場合には、ネットワーク安全サービス機構に委託してネットワークに存在する安全リスクについて検査・測定・評価を行わせることができる。
- (2) 定期的に基幹的情報基礎施設の運営者を組織してネットワーク安全応急演練を行わせ、ネットワーク安全事件に対応する水準及び協力・協助能力を高めること。
- (3) 関係部門、基幹的情報基礎施設の運営者及び関係する研究機構又はネットワーク安全サービス機構等の間のネットワーク安全情報共有を促進すること。
- (4) ネットワーク安全事件の応急処置及びネットワーク機能の回復等について、技術的支持及び協力を提供すること。

第 4 章 ネットワーク情報安全

第 40 条 ネットワーク運営者は、自己が収集したユーザー情報について厳格に秘密を保持し、かつ、ユーザー情報保護制度を確立して健全化しなければならない。

第 41 条 ネットワーク運営者は、個人情報を収集し、又は使用する場合には、適法、正当かつ必要という原則を遵守し、収集又は使用規則を公開し、情報を収集し、又は使用する目的、方式及び範囲を明示し、かつ、被収集者の同意を経なければならない。

2 ネットワーク運営者は、自己が提供するサービスと関係のない個人情報を収集してはならず、法律又は行政法規の規定及び双方の約定に違反して個人情報を収集し、又は使用してはならず、かつ、法律又は行政法規の規定及びユーザーとの約定により、自己が保存した個人情報を処理しなければならない。

第 42 条 ネットワーク運営者は、自己が収集した個人情報を漏洩し、改ざんし、又は毀損してはならない。被収集者の同意を経なければ、他人に対し個人情報を提供してはならない。ただし、処理を経て特定の個人を識別するすべがなく、かつ、

復元不能なものを除く。

- 2 ネットワーク運営者は、技術的措置その他必要な措置を講じ、自己が収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏洩、毀損又は紛失を防止しなければならない。個人情報の漏洩、毀損又は紛失が発生し、又は発生するおそれのある状況においては、直ちに救済措置を講じ、規定に従い遅滞なくユーザーに告知し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

第 43 条 個人は、ネットワーク運営者が法律若しくは行政法規の規定又は双方の約定に違反してその個人情報を収集し、又は使用するのを発見した場合には、ネットワーク運営者に対しその個人情報を削除するよう要求する権利を有する。ネットワーク運営者が収集し、又は保存するその個人情報につき誤りがあることを発見した場合には、ネットワーク運営者に対しこれを更正するよう要求する権利を有する。ネットワーク運営者は、措置を講じてこれを削除し、又は更正しなければならない。

第 44 条 いずれの個人及び組織も、個人情報を窃取し、又はその他の不法な方式により取得してはならず、かつ、個人情報を不法に売却し、又は他人に対し不法に提供してはならない。

第 45 条 法によりネットワーク安全監督・管理職責を負う部門及びその業務人員は、必ず職責の履行において知り得た個人情報、プライバシー及び商業秘密について厳格に秘密保持しなければならない。これを漏洩し、売却し、又は不法に他人に対し提供してはならない。

第 46 条 いずれの個人及び組織も、自己がネットワークを使用する行為について責任を負わなければならない。欺罔を実施し、犯罪方法を伝授し、又は違法禁止物品若しくは管制物品を製作し、若しくは販売する等の違法犯罪活動に用いるウェブサイト又は通信グループを設定してはならず、かつ、ネットワークを利用して欺罔の実施、違法禁止物品又は管制物品の製作又は販売その他の違法犯罪活動にかかわる情報を発布してはならない。

第 47 条 ネットワーク運営者は、そのユーザーが発布した情報に対する管理を強化しなければならない。法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報を発見した場合には、直ちに当該情報の伝送を停止し、除去等の処置措置を講じ、情報の拡散を防止し、関係記録を保存し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

第 48 条 いずれの個人及び組織が発送する電子情報又は提供するアプリケーション・ソフトウェアについても、悪意プログラムを設置してはならず、かつ、法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報を含めてはならない。

- 2 電子情報発送サービス提供者及びアプリケーション・ソフトウェア・ダウンロード・サービス提供者は、安全管理義務を履行しなければならない。そのユーザーに前項所定の行為があることを知った場合には、サービスの提供を停止し、除去等の処置措置を講じ、関係記録を保存し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければならない。

第 49 条 ネットワーク運営者は、ネットワーク情報安全苦情申立て又は通報制度を確立し、苦情申立て又は通報方式等の情報を公布し、ネットワーク情報安全に関係する苦情申立て及び通報を遅滞なく受理し、かつ、処理しなければならない。

- 2 ネットワーク運営者は、ネットワーク情報部門及び関係部門が法により実施する監督・検査について、これに協力しなければならない。

第 50 条 国のネットワーク情報部門及び関係部門は、法によりネットワーク情

報安全監督・管理職責を履行し、法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報を発見した場合には、ネットワーク運営者に対し伝送を停止し、除去等の処置措置を講じ、関係記録を保存するよう要求しなければならない。中華人民共和国国外に由来する上記情報については、関係機構に対し技術的措置その他必要な措置を講じて伝播を遮断するよう通知しなければならない。

第5章 モニタリング・事前警告及び応急処置

第51条 国は、ネットワーク安全モニタリング・事前警告及び情報通報制度を確立する。国のネットワーク情報部門は、関係部門と協調してネットワーク安全情報収集、分析及び通報業務を強化し、規定に従いネットワーク安全モニタリング・事前警告情報を統一して発布するよう統一的に計画・手配しなければならない。

第52条 基幹的情報基礎施設安全保護業務につき責任を負う部門は、当該業種又は当該領域のネットワーク安全モニタリング・事前警告及び情報通報制度を確立して健全化し、かつ、規定に従いネットワーク安全モニタリング・事前警告情報を報告・送付しなければならない。

第53条 国のネットワーク情報部門は、関係部門と協調してネットワーク安全リスク評価及び応急業務メカニズムを確立して健全化し、ネットワーク安全事件応急事前案を制定し、かつ、定期的に演練を組織する。

2 基幹的情報基礎施設安全保護業務につき責任を負う部門は、当該業種又は当該領域のネットワーク安全事件応急事前案を制定し、かつ、定期的に演練を組織しなければならない。

3 ネットワーク安全事件応急事前案は、事件発生後の危害程度及び影響範囲等の要素に応じてネットワーク安全事件について級別を行い、かつ、相応する応急処置措置を定めなければならない。

第54条 ネットワーク安全事件が発生するリスクが増大した場合には、省級以上の人民政府の関係部門は、所定の権限及び手続に従い、かつ、ネットワーク安全リスクの特徴及びもたらすおそれのある危害に基づき、次の措置を講じなければならない。

(1) 関係部門、機構及び人員に対し遅滞なく関係情報を収集し、又は報告するよう要求し、ネットワーク安全リスクに対するモニタリングを強化すること。

(2) 関係部門、機構及び専門人員を組織し、ネットワーク安全リスク情報について分析評価を行わせ、事件発生の可能性、影響範囲及び危害程度を予測させること。

(3) 社会に対しネットワーク安全リスク事前警告を発布し、危害を回避し、又は軽減する措置を発布すること。

第55条 ネットワーク安全事件が発生した場合には、直ちにネットワーク安全事件応急事前案を発動し、ネットワーク安全事件について調査及び評価を行い、ネットワーク運営者に対し技術的措置その他必要な措置を講ずるよう要求し、安全の隠れたリスクを除去し、危害の拡大を防止し、かつ、遅滞なく社会に対し公衆と関係する警告表示情報を発布しなければならない。

第56条 県級以上の人民政府の関係部門は、ネットワーク安全監督・管理職責を履行するのにおいて、ネットワークにつき比較的大きな安全リスクが存在し、又は安全事件が発生したことを発見した場合には、所定の権限及び手続に従い当該ネットワークの運営者の法定代表者又は主要責任者に対し時間を約した会談を行うことができる。ネットワーク運営者は、要求に従い措置を講じ、整頓・是正を行い、

隠れたリスクを除去しなければならない。

第 57 条 ネットワーク安全事件により突発事件又は生産安全事故が発生した場合には、「突発事件対応法」及び「安全生産法」等の関係する法律又は行政法規の規定により処置しなければならない。

第 58 条 国の安全及び社会公共秩序を維持・保護し、重大な突発的社会安全事件を処置する必要により、国务院の決定又は承認を経れば、特定区域においてネットワーク通信について制限等の臨時的措置を講ずることができる。

第 6 章 法律責任

第 59 条 ネットワーク運営者が第 21 条又は第 25 条所定のネットワーク安全保護義務を履行しない場合には、関係主管部門が是正するよう命じ、警告を科する。是正を拒絶し、又はネットワーク安全に危害を及ぼす等の結果をもたらした場合には、1 万元以上 10 万元以上の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員に対し 5000 元以上 5 万元以下の罰金を科する。

2 基幹的情報基礎施設の運営者が第 33 条、第 34 条、第 36 条又は第 38 条所定のネットワーク安全保護義務を履行しない場合には、関係主管部門が是正するよう命じ、警告を科する。是正を拒絶し、又はネットワーク安全に危害を及ぼす等の結果をもたらした場合には、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員に対し 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

第 60 条 第 22 条第 1 項又は第 2 項及び第 48 条第 1 項の規定に違反し、次の行為のいずれかをした場合には、関係主管部門が是正するよう命じ、警告を科する。是正を拒絶し、又はネットワーク安全に危害を及ぼす等の結果をもたらした場合には、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員に対し 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

(1) 悪意プログラムを設置する行為

(2) その製品又はサービスに存在する安全に係る欠陥又は手抜き等々のリスクについて直ちに救済措置を講ぜず、又は規定どおりに遅滞なくユーザーに告知せず、かつ、関係主管部門に対し報告しない行為

(3) その製品又はサービスのために安全維持・保護を提供するのを無断で終了する行為

第 61 条 ネットワーク運営者が第 24 条第 1 項の規定に違反し、ユーザーに対し真実の身分情報を提供するよう要求せず、又は真実の身分情報を提供しないユーザーに対し関連サービスを提供した場合には、関係主管部門が是正するよう命ずる。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科すものとし、かつ、関係主管部門が関連業務を暫定的に停止し、営業を停止して整頓し、若しくはウェブサイトを開鎖するよう命じ、又は関連業務許可証を行政処罰として取り消し、若しくは営業許可証を行政処罰として取り消し、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科することができる。

第 62 条 第 26 条の規定に違反し、ネットワーク安全認証、検査・測定若しくはリスク評価等の活動を展開し、又は社会に対しシステムの手抜き、コンピューター・ウィルス、ネットワーク攻撃若しくはネットワーク侵入等のネットワーク安全情報を発布した場合には、関係主管部門が是正するよう命じ、警告を科する。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すものとし、かつ、関係主管部門が関連業務を暫定的に停止し、営業を停止して整

頓し、若しくはウェブサイトを開鎖するよう命じ、又は関連業務許可証を行政処罰として取り消し、若しくは営業許可証を行政処罰として取り消し、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し 5000 元以上 5 万元以下の罰金を科すことができる。

第 63 条 第 27 条の規定に違反し、ネットワーク安全に危害を及ぼす活動に従事し、ネットワーク安全に危害を及ぼす活動への従事に専ら用いるプログラム若しくは手段を提供し、又は他人がネットワーク安全に危害を及ぼす活動に従事するために技術的支持、広告普及若しくは支払決済等の援助を提供したが犯罪を構成しない場合には、公安機関が違法所得を没収し、5 日以下の拘留を科すものとし、5 万元以上 50 万元以下の罰金を併科することができる。情状が比較的重大である場合には、5 日以上 15 日以下の拘留を科すものとし、10 万元以上 100 万元以下の罰金を併科することができる。

2 単位が前項の行為をした場合には、公安機関が違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、かつ、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し前項の規定により処罰する。

3 第 27 条の規定に違反し、治安管理処罰を受けた人員は、5 年内においてはネットワーク安全管理及びネットワーク運営基幹職位の業務に従事してはならない。刑事処罰を受けた人員は、終身にわたりネットワーク安全管理及びネットワーク運営基幹職位の業務に従事してはならない。

第 64 条 ネットワーク運営者又はネットワーク製品若しくはサービスの提供者が第 22 条第 3 項又は第 41 条ないし第 43 条の規定に違反し、個人情報につき法により保護を受ける権利を侵害した場合には、関係主管部門が是正するよう命ずるものとし、情状に基づき警告を単科し、又は併科し、違法所得を没収し、違法所得相当額以上 10 倍以下の罰金を科し、違法所得がない場合には、100 万元以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し 1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合には、更に関連する業務を暫定的に停止し、営業を停止して整頓し、若しくはウェブサイトを開鎖するよう命じ、又は関連業務許可証を行政処罰として取り消し、若しくは営業許可証を行政処罰として取り消すことができる。

2 第 44 条の規定に違反し、個人情報を窃取し、若しくはその他の不法な方式により取得し、不法に売却し、又は他人に対し不法に提供したが犯罪を構成しない場合には、公安機関が違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 10 倍以下の罰金を科し、違法所得のない場合には、100 万元以下の罰金を科する。

第 65 条 基幹的情報基礎施設の運営者が第 35 条の規定に違反し、安全審査を経ず、又は安全審査を通過しなかったネットワーク製品又はサービスを使用した場合には、関係主管部門が使用を停止するよう命じ、調達金額相当額以上 10 倍以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

第 66 条 基幹的情報基礎施設の運営者が第 37 条の規定に違反し、国外においてネットワーク・データを保存し、又は国外に対しネットワーク・データを提供した場合には、関係主管部門が是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収し、5 万元以上 50 万元以下の罰金を科すものとし、かつ、関係業務を暫定的に停止し、営業を停止して整頓し、若しくはウェブサイトを開鎖するよう命じ、又は関連業務許可証を行政処罰として取り消し、若しくは営業許可証を行政処罰として取り消すことができる。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、1 万元

以上 10 万円以下の罰金を科する。

第 67 条 第 46 条の規定に違反し、違法犯罪活動の実施に用いるウェブサイト若しくは通信グループを設定し、又はネットワークを利用して違法犯罪活動の実施にかかわる情報を発布したが犯罪を構成しない場合には、公安機関が 5 日以下の拘留を科すものとし、1 万元以上 10 万円以下の罰金を併科することができる。情状が比較的重大である場合には、5 日以上 15 日以下の拘留を科すものとし、5 万元以上 50 万円以下の罰金を併科することができる。違法犯罪活動の実施に用いたウェブサイト又は通信グループは、これを閉鎖する。

2 単位が前項の行為をした場合には、公安機関が 10 万元以上 50 万円以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し前項の規定により処罰する。

第 68 条 ネットワーク運営者が第 47 条の規定に違反し、法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報について伝送を停止せず、除去等の処置措置を講ぜず、又は関係記録を保存しなかった場合には、関係主管部門が是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収する。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、10 万元以上 50 万円以下の罰金を科すものとし、かつ、関連業務を暫定的に停止し、営業を停止して整頓し、若しくはウェブサイトを閉鎖するよう命じ、又は関連業務許可証を行政処罰として取り消し、若しくは営業許可証を行政処罰として取り消し、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し 1 万元以上 10 万円以下の罰金を科すことができる。

2 電子情報発送サービス提供者又はアプリケーション・ソフトウェア・ダウンロード・サービス提供者が第 48 条第 2 項所定の安全管理義務を履行しない場合には、前項の規定により処罰する。

第 69 条 ネットワーク運営者がこの法律の規定に違反し、次の行為のいずれかをした場合には、関係主管部門が是正するよう命ずる。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、5 万元以上 50 万円以下の罰金を科し、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対し 1 万元以上 10 万円以下の罰金を科する。

- (1) 関係部門の要求どおりに法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報について伝送の停止又は除去等の処置措置を講じない行為
- (2) 関係部門が法により実施する監督・検査を拒絶し、又は妨害する行為
- (3) 公安機関又は国家安全機関に対し技術的支持及び協力を提供するのを拒絶する行為

第 70 条 第 12 条第 2 項その他の法律又は行政法規が発布又は伝送を禁止する情報を発布し、又は伝送した場合には、関係する法律又は行政法規の規定により処罰する。

第 71 条 この法律所定の違法行為をした場合には、関係する法律又は行政法規の規定により信用档案に記入し、かつ、これを公示する。

第 72 条 国家機関政務ネットワークの運営者がこの法律所定のネットワーク安全保護義務を履行しない場合には、その上級機関又は関係機関が是正するよう命ずる。直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、法により処分を科する。

第 73 条 ネットワーク情報部門及び関係部門が第 30 条の規定に違反し、ネットワーク安全保護職責の履行において取得した情報をその他の用途に用いた場合には、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、法により処分を科する。

2 ネットワーク情報部門及び関係部門の業務人員が職務を懈怠し、職権を濫用し、又は私情にとらわれて不正行為をしたが犯罪を構成しない場合には、法により処分を科する。

第74条 この法律の規定に違反し、他人に損害をもたらした場合には、法により民事责任を引き受ける。

2 この法律の規定に違反し、治安管理違反行為を構成する場合には、法により治安管理処罰を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第75条 国外の機構、組織又は個人が攻撃、侵入、干渉又は破壊等の中華人民共和国の基幹的情報基礎施設に危害を及ぼす活動に従事して重大な結果をもたらした場合には、法により法律責任を追及する。国务院の公安部門及び関係部門は、更に当該機構、組織又は個人に対し財産凍結その他必要な制裁措置を講ずる旨を決定することができる。

第7章 附則

第76条 この法律において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「ネットワーク」とは、コンピューターその他の情報端末及び関連設備で構成する一定の規則及びプログラムに従い、情報について収集、保存、伝送、交換又は処理を行うシステムをいう。

(2) 「ネットワーク安全」とは、必要な措置を講ずることを通じて、ネットワークに対する攻撃、侵入、干渉、破壊及び不法使用並びに予想外の事故を防御し、ネットワークをして安定的かつ信頼可能な運行の状態におかせ、並びにネットワーク・データの完全性、秘密保持性及び使用可能性の能力を保障することをいう。

(3) 「ネットワーク運営者」とは、ネットワークの所有者又は管理者及びネットワーク・サービス提供者をいう。

(4) 「ネットワーク・データ」とは、ネットワークを通じて収集し、保存し、伝送し、処理し、及び生じさせる各種電子データをいう。

(5) 「個人情報」とは、電子その他の方式をもって記録する単独で、又はその他の情報を結合して自然人の個人身分を識別することのできる各種情報をいい、自然人の氏名、出生日、身分証書番号、個人の生物的識別情報、住所及び電話番号等を含むが、これらに限らない。

第77条 国家秘密にかかわる情報を保存し、又は処理するネットワークの運行安全保護については、この法律を遵守すべきほか、更に秘密保持の法律又は行政法規の規定を遵守しなければならない。

第78条 軍事ネットワークの安全保護は、中央軍事委員会が別にこれを定める。

第79条 この法律は、2017年6月1日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)